

タイランドにおける御社の一般的な事業活動に関して、専門的な税務アドバイスを打ち合わせを通じて提供することを目的としています。契約書、各種税務申告書及びタックスインボイス等の原始帳票のレビューは行いませんが、ご不明な税務論点に関して、タイ人専門家が打ち合わせで税務アドバイスを提供いたします。提供するアドバイスの税務等は以下の通りです。

- 法人税
- 源泉税
- 付加価値税
- 個人所得税
- 特定事業税及び印紙税
- 税務申告納税
- 税務調査

タイ人専門家のアドバイスは口頭で行われますが、後日、お客様の経営者向けに打ち合わせの主要な議論を記載した議事録をお届けいたします。打ち合わせ時間は1.5時間程度を予定しています。

ただし、以下のサービスは、税務アドバイザリーサービスに含まれません。

- Review of the Client's agreement, tax computation, reconciliation and documentation in details;
- 契約書、税務計算及び社内文書のレビュー
- M&A等のアドバイス
- 通常行われない高額な取引の詳細なレビュー
- 移転価格分析及び移転価格文書のレビュー
- 税務調査等に係る歳入局とのコミュニケーション及びデロイトの他の法人とのリエゾン

お客様がタイ人税務専門家の詳細な分析及びアドバイスの入手をご希望の場合は、別途、お見積りをいたします。